

なっております。

また、同表備考第一項中「のものは、一時間とみならず」を「の端数は、一時間とする。」に改めようとするものでございます。

附則としては、この改正については、五十七年四月一日から以後使用する者から適用したいというところでございます。

よろしく慎重御審議いただきますして、原案どおり御決定くださるようお願いいたします。

議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

○三番(加藤謹之助君) お際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百十一号については、総務委員会に付託されることを希望します。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) お諮りいたします。

ただいま加藤謹之助君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第百十一号は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第九議案第百十二号「福生市営水泳場設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(教育次長 八木房雄君登壇)

○教育次長(八木房雄君) 御指名をいただきまして、議案第百十二号「福生市営水泳場設置及び管理条例の一部を改正する条例について、その提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

市営水泳場の管理棟につきましては、市議の皆様方の御尽力をいただ

きまして、現在、建設中でございます。完成後は一階に女子用、二階に男子用のコインロッカーを設置するわけでございますが、このロッカーの使用につきましては利用者の方に応分の負担をお願いしようとするものでございます。また、この改正に伴いまして用語の整正備をともしようとするものでございます。

内容について御説明申し上げます。

題名でございますが、体育施設の定義では、川などの流れをせきとめたものを水泳場といい、当市のような水をたのた施設についてはプールと呼ぶのびるかわしいようでございます。また、一般的には水泳場というよりもプールとして市民の皆様から親しまれておりますので、したがって、今回、水泳場をプールと改めたいというものでございます。

第二条中並びに第三条、第三条について「水泳場」と「プール」に改めたいというところでございます。

第六条は用語の整正備でございます。

第九条について「プール」に改めたいと。それから、同条第三号中についても用語の整正備を行いたい。

それから、第十一条及び附則第二項中についても「プール」に改めたいとするものでございます。

別表(第六条関係)でございますが、使用料金額欄の数字の書き、あらわし方の改正でございます。また、更衣室、ロッカー使用などについては新たに加えようとするものでございまして、ロッカー使用についてはロッカー購入費の予算額は約一千万円でございます。現在、一日当たり、五十六年度におきましては平均の七百五十人ぐらいがプールを利用しております。設置市町村の誌によりまして、このロッカーの使用は平均三人で一個使用するといふふうなお話を承っております。したがって、今回五十円ぐらいいただきますと一日の七百五十人の三分の一、すなわち二百五十個が二月——六十日間使用したとすると大体七十五万円ぐらいでございます。それで、耐用年数が十年ぐらいいくちでございますから七百五十万円となる。このくらいのこと、御負担を利用者にしていただくというものでございます。

附則としましては、この公布の日から施行したいとするものでございます。以上、雑駁な説明でございましたが、慎重御審議をいただきます。

原案どおり御決定くださるようお願いいたします。説明を終わらせていただきます。

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終ります。

○三番(加藤謹之助君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百十二号については、総務委員会に付託されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) お諮りいたします。

ただいま加藤謹之助君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第百十二号は、

総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第十議案第百十三号福生市民体育館条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(教育次長 ハ木房雄君登壇)

○教育次長(ハ木房雄君) 御指名をいただきまして、議案第百十三号福生市民体育館条例の一部を改正する条例について、その提案理由並びに内容について御説明申し上げます。

本案につきましては、使用料の改正並びに用語の整備をしようとするものでございますが、使用料につきましては、昭和四十八年開館以来のままでございまして、維持管理費も大幅にアップになっております。したがって、今回、個人使用及びプロレス等の興業で使用する場合、利用者に応分の負担をお願いしようとするものでございます。また、この際、用語の整備も行おうとするものでございます。

内容につきまして御説明申し上げます。

内容でございしますが、第二條關係並びに第五條中については用語の整備でございまして、同條第二項を削るといふのがございしますが、これは、現在、市民以外の者の個人利用は認めていないわけではございますが、隣接の各市町におきましては市民以外の者の利用を認めているという關係もございまして、本市でもこれを認めるようにするものでございします。

第七條第四号については、用語の整備でございします。

それから、第九條、それから同條第四号についても用語の整備でございします。

第十條第六号についても、それから第十五條についても用語の整備でございします。

別表でございしますが、「別表(第十一條關係)」とか括弧に改めまして同表中については使用料でございしますが、個人使用料の、現行では子供二十円、大人四十円でございしますが、改正では子供五十円、大人百円としようにするものでございします。これに伴う増収分は八十九万円ぐらいとなっております。

おります。

また、営利及び宣伝を目的として、入場料その他これに類するものを徴収する場合の使用料につきましては、現行では入場料金の金額で三段階に区分されておりますが、改正案では「入場料の類を徴収する者」の使用料は、現行の三倍から五倍に、一時間当たり三万円にしようとするものでございします。本件については、プロレス等については現在一件も利用されております。

それから、同表備考第三項中ですが、これはやはり使用時間の端数の計算でございしますが、「のものは一時間とみなす。」を「の端数は、一時間とする。」に改めようとするものでございします。

附則としましては、この案例は、公布の日から施行し、昭和五十七年四月一日以降の使用の許可を受けたる者の使用料から適用したいということとでございします。

大変難解な説明でございしますが、慎重御審議いただきますして、原案どおり御決定くださるようお願いいたします。説明を終わらせてい

ただきます。

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。
これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

○三番(加藤謹之助君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百十三号については、総務委員
会に付託されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) お諮りいたします。

ただいま加藤謹之助君から、本案は総務委員会に付託されたい旨の
動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第百十三号
は、総務委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第十一議案第百十四号福生市福祉事務所
所設置条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(福祉部長 須崎 進君 登壇)

○福祉部長(須崎 進君) 議案第百十四号福生市福祉事務所設置
条例について、提案理由と内容について御説明申し上げます。

今回の福祉事務所設置条例につきましては、組織の改正に伴いまして、
現在の福祉事務所を全部改正いたしまして厚生課所管分を分離し
ようとするものでございます。福祉事務所は社会福祉事業法第十三条
第三項の規定に基づき設置いたしまして、福祉に関する事務所として、生
活保護法、児童福祉法、母子福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉
法、精神薄弱者福祉法の福祉六法の事務をつかさどる事務所として
独立しようとするものでございます。したがって、現在の福祉事務所から
社会福祉施設の管理運営法以外の援護、育成、または厚生措置、

その他社会福祉に関するもの及び保育係を厚生課に分離しようとするものであります。

次にその内容について御説明申し上げます。

第一條の設置でございすが、社会福祉事業法第十三条第三項に基づきして福祉事務所を設置するというものでございすが、

第二條は、名称及び位置でございすが、名称及び位置を、一、二のよう

に定めようとするものでございすが、

第三條、委任でございすが、この条例の施行について必要な事項は、市規則で定めようとするものでございすが、

附則につきましては、この条例は、昭和五十七年四月一日から施行しようとするものでございすが、

以上、雑駁な説明でございましたが、慎重御審議をいただきまして、原案御決定くださいますようお願い申し上げます。説明を終わらせていただきます。

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

○三番(加藤謹之助君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百十四号については、厚生委員会に付託されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) お諮りいたしました。

ただいま加藤謹之助君から、本案は厚生委員会に付託されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第百十四号は、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第十二議案第百十五号「福生市道路占用料

徴収条例を議題といたします。

本条例について、提案理由の説明を求めます。

(建設部長 内田和雄君登壇)

○建設部長(内田和雄君) 御指名をいただきましたので、議案第百十五号福生市道路占用料徴収条例について、御説明申し上げます。

道路占用料は物的施設として道路を使用することの対価といわれ、公共物の利用によって占用者が受ける利益を徴収するものでございます。当市を除く二十五市におきましては、すでに実施されております。道路の維持管理の適正を図ることも、道路法の規定に基づき、市道の占用料を昭和五十七年度より徴収したいため、本条例の制定をお願いするものでございます。

では、条例の内容につきまして御説明申し上げます。

第一条の目的でございますが、道路法に基づき、道路の占用料及び滞納した場合の延滞金の徴収方法等について定めることを目的としたものでございます。

第二条の占用料では、占用料の額を別表で定めることと、第二項では占用物件のうち電気、ガス及び有線放送の各戸引込管線及び電気事業者が設ける支柱及び支線は占用料を徴収しない旨を規定したものでございます。占用料は東京都と同額を定めてあります。占用物件の種類については、東京都及び他市の場合には多くの種類が盛り込まれておりますが、当市の場合には実際に占用料を徴収できる範囲のものだけを別表で定めました。今後、新たに占用物件が出た場合には随時改正を図ってまいりたいと思います。また、占用料の単価については、東京都の減免基準に基づく料金で単価を定めました。したがって、特に減免措置は設けてございません。

第三条では占用料の徴収方法について規定したもので、占用料は、占用の期間に係る分を占用許可をした日から一ヶ月以内に納入通知により一括徴収するということです。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の年度に係る占用料は、毎年度、当該年度分を四月三十日までに徴収する旨を規定したものです。第二項では、

前項で徴収した占用料は、原則としては返還をしない旨の規定でございます。ただし、市長が法第七十一条第二項の規定、この規定は、道路管理者が許可を取り消した場合でございます。内容については、道路工事のため、また、道路の構造または交通が著しい支障を生じたとき、その他、こういう場合がございしますが、その場合において占用の許可の取り消しをした場合についてはその取り消した日の属する月の翌月以降の分に相当する占用料については返還する旨の規定を設けたものでございます。

第四条、延滞金では、国税徴収法に準じました処理をしますが、督促に係る占用料が一千円以上の場合に徴収するものと、年一四・五％の割合を乗じて計算した額とするものでございます。なお、延滞金の額が百円未満の場合には徴収しない旨を規定いたしました。

第五条の委任では、必要な事項は市規則で定める旨を規定いたしました。施行に当たりまして、事務的手続等規定しようとするものでございします。

附則では、施行期日を昭和五十七年四月一日から施行したいものと、二項、

三項では経過措置として、施行前から占用の許可を受けている物件について、五十七年四月三十日までには占用料を徴収するものと、許可期限が引き続き数年にあたるもの、占用料については、第三十二条に書き、の規定を適用しようという規定でございます。

別表でございしますが、占用物件欄では、許可を受け占用させる旨の工作物件等が掲げてあります。その下の欄の占用料欄の単位では、占用に係る物件の数量と期間を定めてあります。単価は単位にあつる単価でございします。

備考欄では、占用面積もしくは占用物件の長さの端数整理と占用物件の占用期間の端数計算の方法等を定めてあります。

これによりまして試算いたしますと、五十七年度で約三百万円程度の占用料が徴収できるものと見込んでおります。

以上、雑駁でございますが、慎重御審議を賜りまして、原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます。説明にかえらせていただきます。

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十七番(田村市郎君) この占用料のことでちやうとお伺いしますが、占用料は年に三百万円ぐらゐと、いま言ったようですけれども、その程度でございすか。
(「はい、そうです」と呼ぶ者あり)

それと、占用料を取りますと、許可とかというときには、道路の埋設
占用料を取る、そういう所を市の部合でこれに移設しなくちゃならんと
いう場合には、やはり、他市同様これは占用料を取っていくので、市の部合
ということになればその埋設費用は今度は持つか、持たないか、その点と
お伺いしたいと思います。

○建設部長(内田和雄君) ただいまの御質問でございすが、ガス管等が
現在もすでに占用されているわけですが、たとえば、下水道等で工事をす
る場合には、その移設費は現在も払っております。ということば、ござい
すので、そのまゝ……市の部合で移設する場合においてもそのように措置
していくということば、ございす。

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終了いたします。

○三番(加藤謹之助君) この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百十五号については、建設委員会
に付託されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) お諮りいたします。

ただいま加藤謹之助君から、本案は建設委員会に付託されたい旨の動
議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よつて議案第百十五号は、
建設委員会に付託することに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第十三議案第百十六号昭和五十六年度福生
市一般会計補正予算(第四号)を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長 生子国利君登壇)

○企画財政部長(生子国利君) 議案第百十六号昭和五十六年度福生市一般会計補正予算(第四号)の提案理由と内容について、御説明申し上げます。

まず、今回の補正の主なものは、税収として市民税の個人分、法人税割り分の増収分、それから、市のたばこ消費税、電気税の増収でございます。それと国有提供施設等所在市町村助成交付金が決定されましたのでこれを計上いたしました。さらにテレビ共同受信施設設置工事費負担金を初めとする歳出関連の国庫支出金、市債であります。今回、特に勤労退職に伴いまして退職手当特別負担金準備基金から、これを取り崩して繰り入れ計上をしております。一方、歳出につきましては小中学校を初めとする補助事業の契約締結による実績等の減額、さらには、これから予測される支出の財源確保のため、都市整備基金、それから庁舎増築基金への積み立てが主なものでございます。

それでは予算書に基づきまして、その内容を説明申し上げます。まず、一ページを開きたいと思っております。

総額でございますが、歳入歳出それぞれ一億五千八百二十一万一千円を追加いたしました。その総額を歳入歳出それぞれ百九億七千九百七十五万四千円と定めようとするものでございます。

それから、地方債につきましては庁舎暖冷房整備事業債を初めとする六件の起債許可額の見込みが得られましたので、おのれの追加変更するものでございます。

次に二ページでございますが、二ページを開きたいと思っております。

歳入について御説明を申し上げます。

各項における補正額の主なものを申し上げますと、まず市民税であります。七千九百三十二万一千円の追加でありまして、個人分につきましては申告期限後に申告等があったもの、法人分につきましては調定増によるもので追加増収が見込まれたためでございます。また、市には消費税五百四十一万五千円及び電気税七百十八万四千円はおのれの消費